

# **学校いじめ防止基本方針**

**富士市立富士川第二小学校**

昨今、いじめにより子どもが自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しており、遺憾なことであります。子どもが自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、大変深刻なものと受け止めています。

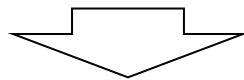
「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に関わる者すべてが改めて認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが、今、求められています。特に、いじめられている子どもを徹底して守るとともに、いじている子どもや周りの子どもに対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行うことが必要です。

平成 25 年 6 月 28 日には、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。同法は平成 29 年 3 月 14 日にも改訂が行われ、いじめの定義を広く具体的にしています。いじめを積極的に認知することにより、いじめの未然防止や早期対応に保護者や地域、学校が一体となって取り組むことができます。

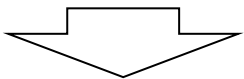
本校においても、いじめに苦しむ子どもをなくすために、さらに、取組を強化していきます。子ども同士のいたずらや悪ふざけ、嫌がらせ、無視、陰口等でもいじめが発生している場合があると捉え、暴力を伴わないいじめであっても生命又は心身に重大な危険が生じることがあることを理解して指導していきます。学校は、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所であってはなりません。そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。また、本校は、小中の連携教育を推進しています。小中の全職員が共通理解を図り、未然防止、早期発見、早期対応など丁寧な対応を進めていきたいと考えています。

### —いじめの定義（文部科学省）—

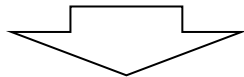
「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（昭和 60 年から）



「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」（平成 18 年から）



「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童と生徒一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」（インターネットを通じて行われるものを含む。）（平成 25 年 いじめ防止対策推進法）



いじめ防止対策推進法の改訂により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」もいじめと定義する。（平成 29 年 いじめ防止対策推進法の改訂）

# 学校における組織的な対応

## 1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題においては、全ての教職員が「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組んでいきます。平素からいじめを把握した場合の対処のあり方などについて共通理解を図ります。いじめの疑いがある場合は、すぐに管理職に報告するとともに「いじめ対策委員会」等の組織で情報を共有し、学級担任など特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにします。そして、複数の目で状況を見立て、適切な対処をしていきます。

○構成員は、実態に応じて、柔軟に対応します。

<通常時> いじめ対策委員会

校長 教頭 教務 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 中学校教員 (案件により) PTA会長 スクールカウンセラー[SC] スクールソーシャルワーカー[SSW] ※必要に応じて、児童に関係の深い教職員を追加する。
---

<緊急時> 拡大いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」に加え、以下のような関係機関との連携を図ります。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察に相談し、連携して対処していきます。

教育委員会 警察 児童相談所 こども家庭課 医療機関 法務局等
---------------------------------

## 2 早期発見・早期対応に努める

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人で連携する必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、ふざけ合いを装って行われたりすると認識します。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、積極的にいじめを認知していきます。

(1) いじめ防止のための年間を見通した取組

日常の学校生活の観察

- ・児童の様子の変化について学級担任だけでなく、全教職員で注意をはらって見ていきます。スクールカウンセラーや養護教諭などからも積極的に情報を得ます。
- ・些細ないじめの兆候を見逃さず、いじめの疑いがある場合は、速やかに事実確認を行い、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長へ報告をする。

### 学校いじめ対策組織会議

- ・年間計画に基づき、月一回程度開催します。いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。

### 職員会議

- ・年度始めなどに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。

### 定期的な教育相談といじめのアンケート（年複数回）

- ・教育相談の内容や話し方、アンケート項目や行い方については、慎重な配慮を行います。（アンケートは、情報をつかむために無記名が望ましいが、本人を特定できるような対策を講じます。）
- ・いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することから、アンケートは、年3回行います。（学級の状況により、いつでも行えるようにします。）
- ・人間関係づくりプログラムで人間関係をとらえます。
- ・Q-Uアンケート（5年生）などの客観的なデータ等も活用し、いじめの早期発見に役立てます。

### 保護者や地域の方々からの情報収集

- ・保護者はもちろんのこと、学校運営協議会や地域ボランティアとの協議会で意識的な信頼関係づくりをし、情報収集を積極的に行います。

### 校内研修・保護者に向けての研修会

- ・SC, SSW等、専門家を入れた研修を実施します。
- ・保護者に向けての子育て講演会、SC等による講演（子どもへの接し方など）を実施します。

## (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応について

### <いじめへの初動対応>

- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。登下校や休み時間、給食の時間、清掃時間などにも気を配り、複数職員で見守りをします。
- ・いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織会議で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

### <関係児童からの実態把握>

- ・いじめられた児童やいじめたとされる児童、関係児童に対しては、時間や場所・話し方等について十分配慮して話を聞きます。
- ・それぞれの行いがいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、

いじめられた児童の側に立つて行うことに留意します。

- ・教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに関わる情報を適切に記録・保管します。

<保護者との連携や対応策について>

- ・被害にあってしまった児童及び保護者の気持ちに寄り添い、十分な説明を行い、再発防止のための対応策について相談します。
- ・関係児童の保護者への説明も状況を十分に把握した上で説明をし、確実な理解をしていただくように努めます。

<関係児童への指導>

- ・関係児童には、状況を十分に把握した上で、具体的な取組、指導を判断し、全職員で組織的、速やかに対応します。
- ・再発防止を含めた全体指導や当事者の関係の継続的な観察と声掛けを丁寧に行います。

<いじめが解消するまでの組織的な見守りと指導>

いじめが解消している状態とは、「いじめに係る行為がやんでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの条件が満たされていることと捉えます。いじめにあってしまった児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となるまで、継続的に指導をしていきます。少なくともそういった状態が3か月続くまで丁寧に組織的な見守りと指導をしていきます。

### 3 開発的・予防的生徒指導による未然防止

日頃から、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組んでいきます。そのためには学校・学級に児童の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、児童生徒がいじめに向かわない態度や能力を育てていきます。

#### ① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

#### ② 児童生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

- 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会や学級が主体となった取組）をします。
- 児童会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をします。
- 「魅力ある学校づくり」を推進し、異年齢交流などを通して、「居場所づくり」「絆づくり」を行い、子供が自分の居場所を感じ、お互いを思いやることを通して、活動を楽しむことができるようにします。

### ③ 児童生徒の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部等での情報交換を、全教職員で共通理解が図れるようにします。
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えます。また、クラスのルールを、児童生徒が納得した上でつくっていきます。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。
- 「人間関係づくりプログラム」を意図的に授業に組み込み、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得できるようにします。そして、温かい人間関係を育てていきます。
- 道徳では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育てていきます。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」と指導します。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりをします。
- 学校評価では、「学校が楽しい」「友達のよいところを見つける」「相手の気持ちを考えて行動する」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、児童生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

### ④ 児童生徒を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

## 4 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校運営協議会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童生徒が「多くの人から認められている・見守られ、支えられている」という思いを得られるような取組を行っていきます。

## 5 早期対応

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童生徒のわずかな変化（ちょっとした違和感）を見逃さないように取り組んでいきます。

### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立つ

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていること
- ・いじめられている本人からの訴えは少ない
- ・ネット上のいじめは最も見えにくい

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するようにします。

### (2) 今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

#### ア 日々の観察

登校後の朝や休み時間、昼休み等子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすように心がけていきます。

#### イ 個人ノートや日記などの活用

個人ノートや日記でのコメントのやりとりを通して、担任と児童生徒の信頼関係をつくっていくことを大切にしていきます。

気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応に努めます。

#### ウ 教育相談

児童生徒を対象にした教育相談を年2回以上実施します。

#### エ アンケートの実施

いじめに関するアンケート（保護者対象・児童生徒対象）を計画的に年3回以上実施し、現状把握に努めます。

### (3) 相談しやすい環境づくり

ア 日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。

イ 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を児童生徒や保護者に積極的に周知できるようにします。

ウ 保健室にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレットを置いたり、長期休業前のお便りで相談できる窓口を周知したりして、児童生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておきます。

## 6 いじめの重大事態への対処

重大事態についての調査は、「国・県の基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により、教育委員会又は学校による調査を適切に行います。

### いじめによる重大事態

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (1) 重大事態の対応

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

### (2) 重大事態の調査について

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査します。

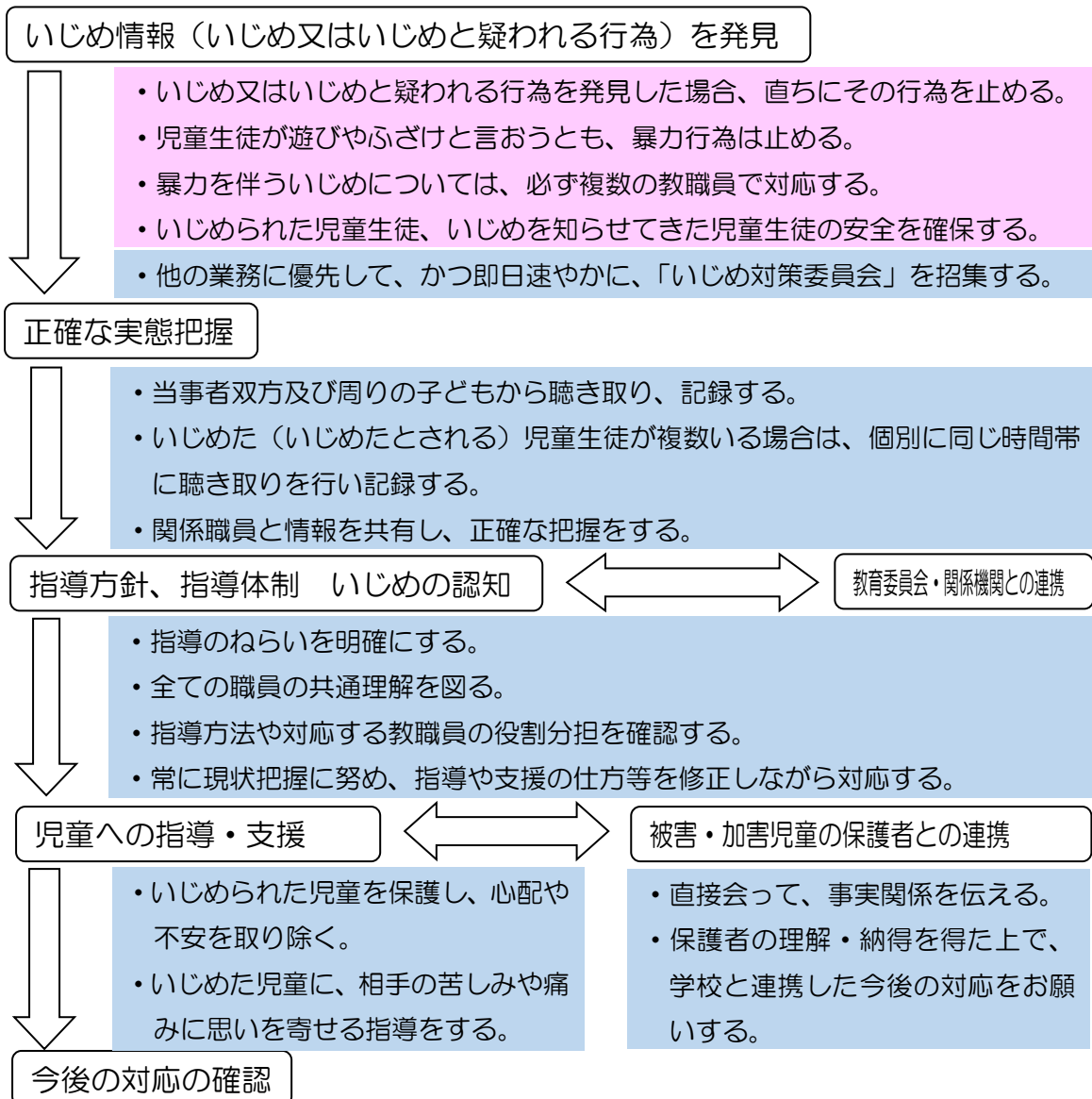
### (3) 重大事態の報告について

学校は、重大事態が発生した場合、調査結果について教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、いじめを受けた児童及び保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について関係者の個人情報に配慮して説明します。



## (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ

資料①



## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

### ①いじめられている児童生徒・いじめの情報を伝えた児童生徒の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。
- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

### ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聞き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。

- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

#### 把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

### (3) いじめが起きた場合の対応

#### ①いじめられた児童生徒と保護者への支援

##### ＜児童生徒への支援＞

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。  
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

##### ＜保護者への支援＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聞き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

## ②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

### <児童への指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要です。

### <保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。  
(いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

## ③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

#### (4) 重大事態対応の流れ

##### 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

##### 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

##### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

##### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

##### いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



##### 調査対象者及びその保護者への説明・報告



##### 市長及び教育委員への説明・報告等



##### 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

## ネット上のいじめへの対応

## 資料②

「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることがあります。インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識が必要です。知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている場合があります。子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらうよう保護者に伝えます。その際には、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うようにします。

### (1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS 等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

#### トラブルの事例

「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務省

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Aさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Aさん以外のメンバーは、別グループを作り、Aさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

- ・ 特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・ その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・ その子以外とグループを作り悪口を言う。 ・ その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながります。

### (2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していきます。

#### 学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。

- 年間3回のノーメディアウィークを実施し、子供がメディアの使い方を見直していくための取組を行っていきます。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用します。

※フィルタリングに関する法律が平成29年6月に改正され、店側の義務が設けられました。  
 <新規契約または機種変更等する場合>  
 店側の義務として  
 ①契約締結者、携帯電話端末の利用者が18歳未満か確認する。  
 ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。  
 ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。  
 <既にスマートフォンを利用している場合>  
 携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

### (3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童生徒及び保護者にしっかりと伝えます。

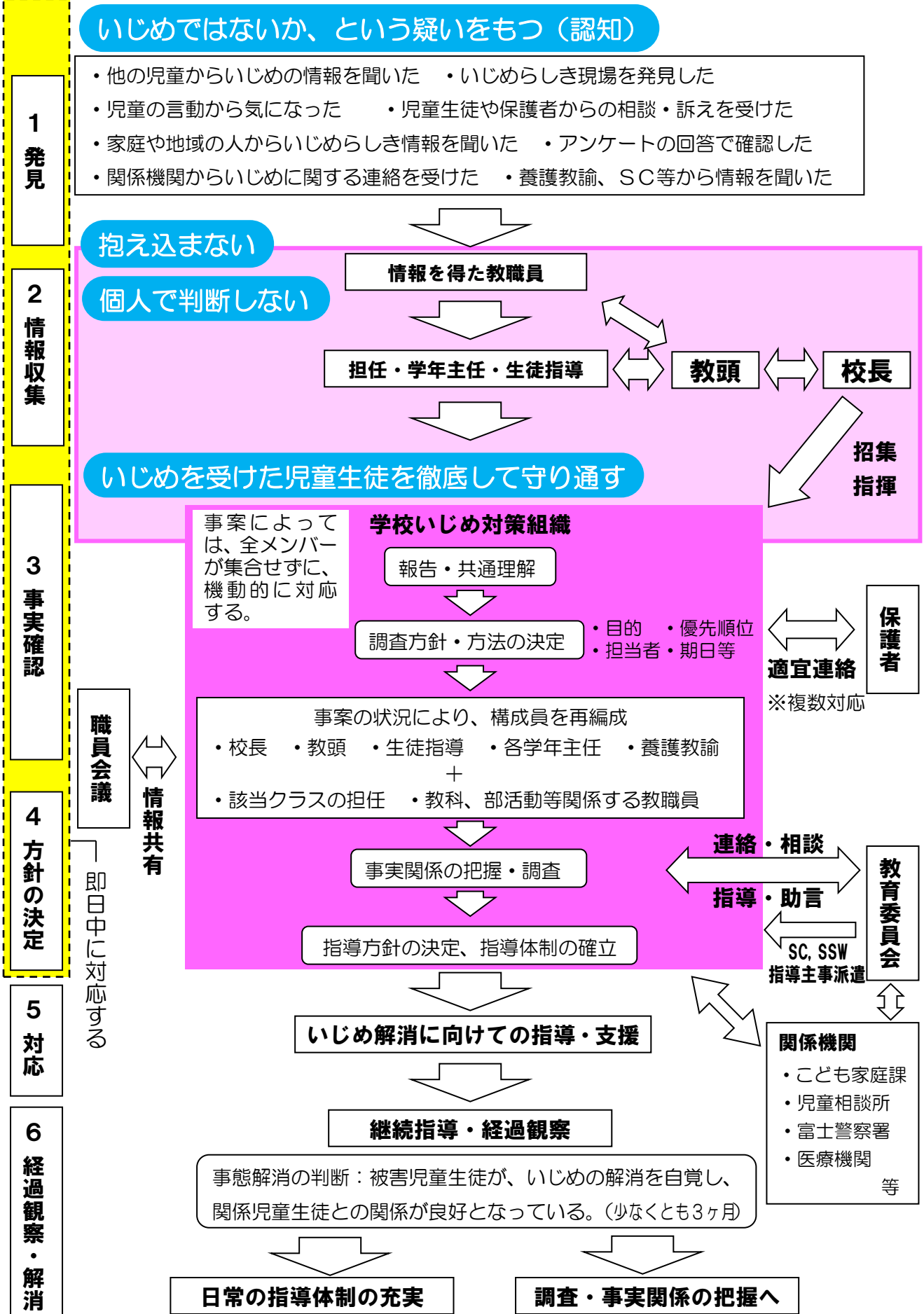
#### ①事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認します。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、情報を確認します。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。
- エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

#### ②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

組織的対応



がっこうせいかつ  
学校生活アンケート

1 学校は楽しいですか。下のア～エの中から1つ○をつけましょう。

ア とても楽しい

イ 楽しい

ウ あまり楽しくない

エ つまらない

○をつけたわけを下にかきましよう。

2 友だちと仲良くできていますか。下のア～イの中から1つ○をつけましょう。

ア とても仲良くできている。

イ だいたい仲良くできている。

ウ 友だちにいやなことをいわれたりされたりして、いやな思いをしている。

ウに○をつけた人に聞きます。誰にどんなことをされたり、言われたりしてますか。

3 友だちがいやな思いをしているのを見たり聞いたりしたことはありますか。  
下の中から○をつけましょう。

ア あります。

イ ありません。

アに○をつけた人に聞きます。どんなことを見たり聞いたりしましたか。